

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（素案）についての意見

東京都立あきる野学園
校長 市川 裕二

（１）Ⅰ．特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方（我が国の特別支援教育に関する考え方）の三つ目の○について（２P）

インクルーシブ教育システムを受けての部分であるが、特別支援学校や小中学校の特別支援学級、通級による指導等の場による特別支援教育が強調され、通常の学級における特別支援教育の記述が必要であると考えます。

（２）（これからの特別支援教育の方向性）の二つ目の○について（３P）

これからの方向性として、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育内容の充実も加える必要がある。

（３）Ⅱ．障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 1．就学前における早期からの相談・支援の充実（きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援）の二つ目の○（５P）

「特に発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、本人を叱責してしまう等の不適切な対応をとってしまうケースもあるため」の文言は、誤解を招かないか。障害があろうが、なかろうが、しつけとして、不適切な行動は、指導・支援を行うべきであり、発達障害の障害特性があれば、すべて受容するわけではない。「特に発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かないケースもあるため」で良いのではないかと。

（４）Ⅲ．特別支援教育を担う教師の専門性の向上、 3．特別支援学校の教師に求められる専門性（障害の区分及び特別支援学校教諭の免許状の在り方）について（１８P）

どのような改定があり、どのような検討をするのか、具体性に欠ける。

例えば、知的障害と発達障害の捉え方が重要な問題であると指摘されたが、そのことを触れるべきである。また、障害の区分は、特別支援学校の障害種や特別支援学級の障害種にも関わる極めて大きな問題であり、Ⅲ．特別支援教育を担う教師の専門性の向上の部分の記載することが妥当であるか疑問である。障害の区分の検討がなされ、特別支援教育の領域の在り方が検討され、仮に、区分が改訂されたなら、その改訂に基づき、免許状も改訂されるという流れではないか。